

令和5年度

宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金のご案内

(申請要領)



《募集期間》

令和5年7月3日（月）～令和6年1月31日（水）

（交付決定額が市予算額に達するまで）

【 お問い合わせ先 】

宮津商工会議所 経営支援課

〒626-0041 京都府宮津市字鶴賀 2054-1

電話 0772-22-5131

FAX 0772-25-1690

E-mail shienka@miyazu-cci.or.jp

物価高騰等による経済環境の変化の中で、省エネ機器の導入、生産性向上のためのDX化対応、地元農林水産物の商品化に取り組み、事業継続や売上改善を目指す市内事業者に対し、事業実施に要する経費の一部を支援します。

1 支援の内容

対象事業	対象経費	補助率等
① 省エネ機器の導入に係る事業	エアコン、照明器具、電球、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース、エコキュート（電気温水機器）、ガス温水機器、石油温水機器の導入に係る経費 ※省エネ効果が一定の基準を満たすもの	補助対象経費（消費税等を除いた額）の二分の一以内 上限額 30万円 下限額 5万円 ※千円未満は切り捨て
② DX化対応に係る事業	業務システムの導入（在庫・販売・勤怠管理、セルフオーダーなど）、会計システムの導入（インボイス対応、キャッシュレス対応など）、店舗内Wi-Fiの整備、ECサイト販売の導入に係る備品購入費、工事費、手数料、これらの導入に係るアドバイス、コンサルティング経費 等	補助対象経費（消費税等を除いた額）の二分の一以内 上限額 10万円 ※千円未満は切り捨て
③ 地元農林水産物の商品化に係る事業	新商品の開発又は既存商品の改良に係る委託料、原材料購入費、パッケージデザイン費、レンタル・リース料、これらの導入に係るアドバイス、コンサルティング経費 等	※②、③事業の合計額で補助金額を算出します。

【留意事項】

- ・①の省エネ機器の導入に係る事業について、必要とする省エネ性能は下記のとおりとします。
 - 家電用：統一省エネラベルの「多段階評価点」★3.0以上
 - ※「エアコン」については新基準（目標年度2027年度）による評価
 - ※「電球」については、統一省エネラベルの「省エネ基準達成率」100%以上
 - 業務用：15%以上の省エネ改善効果（メーカー又は提携販売店等が発行する証明書が必要）
 - ・②のDX化対応に係る事業において、ノートパソコンの購入は対象外です。また、Wi-Fi整備に取り組む場合、無料公衆Wi-Fiのように多くの方が利用できるもの（多言語化対応は必須）に限定します。
 - ・③の地元農林水産物の商品化に係る事業について、本業（販売）に使用する原材料費や機器等の購入費は対象外です。また、既に地元農林水産物を使用している既存商品のパッケージ改良等、地元農林水産物を新たに使用しない既存商品の開発に係る経費は対象外です。
 - ・導入に係るアドバイス、コンサルティング経費について、マッチングサイト等を活用した都市部の副業・兼業人材の報酬、交通費、宿泊費も対象です。
- ※ 詳細はQ&A等をご確認ください。

2 補助金の交付対象となるもの

次の（１）から（４）まですべてに該当する場合、補助金の交付対象となります。

※ 申請は1事業者につき1回のみ

（１）宮津市内に事業所を有する法人、個人事業者、団体であること。

中小企業者※、商店街振興組合、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街等の任意団体、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人

※中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条第1項又は中小企業信用保険法（昭和25年法律264号）第2条第1項に定める中小企業者

（２）事業を営んでいる者であって、今後も事業を継続する意思があること。

（３）事業完了後に市が実施する当該事業の状況確認等に応じる意思があること。

（４）次の①～③のいずれにも該当しない者であること。

①市税を滞納している者（徴収の猶予を受けているものを除く）

②風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年7月10日号外法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

③宗教上の組織若しくは団体及び政治団体

3 対象期間

令和6年1月31日までに納品・支払いが完了し、交付申請書を提出した事業が対象です。

注意

※ ①「省エネ機器の導入に係る事業」については、令和5年5月22日以降に支払った経費が補助金の対象となります。

②「DX化対応に係る事業」及び③「地元農林水産物の商品化に係る事業」については、令和5年4月1日以降に支払った経費が補助金の対象となります。

以下の書類に必要事項を記入の上、提出先に郵送又は持参により提出してください。

(1) 交付申請時

- 宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業報告書（様式第2号、事業内容で様式を選択）
- 収支決算書（様式第3号、②DX化③地元農産物の商品化の場合のみ）
- 同意・宣誓書（様式第4号、代表者の方の署名又は押印が必要）
- 領収書（支払の証拠書類）
- 登記事項証明書の写し（法人の場合のみ）
- 市内で事業を営んでいることがわかる書類（個人事業主等の場合のみ）
例 確定申告書（第1表）の写し、営業許可書や免許証の写し、商品・サービスの一覧表、店舗写真、賃貸借契約書の写し 等
- 写真（購入・レンタル・リースした機器等、開発した商品等）
- 商品説明書やカタログ等（購入・レンタル・リースする機器等）
- 位置図、平面図（工事等が伴った場合のみ）
- 委託、雇用に係る契約書の写し（業務委託や副業・兼業人材の雇用がある場合のみ）
- 請求書

(2) 募集期間

7月3日（月）より随時募集します。（期限1月31日（水））

※ ただし、申請額の合計が予算額に達した場合は、募集を締め切ります。

(3) 提出先

宮津商工会議所 経営支援課

〒626-0041 京都府宮津市字鶴賀 2054-1

電話：0772-22-5131 FAX：0772-25-1690

E-mail：shienka@miyazu-cci.or.jp



商工会議所 HP はこちらから

(4) その他

申請書の様式は、宮津商工会議所ホームページからダウンロードできます。

<https://miyazu-cci.or.jp/miyazushihojyokin2023>

事前相談

交付申請に当たってのご質問等について、宮津商工会議所経営支援課
(☎ 0772-22-5131) にご相談ください。

**ヒアリング**

申請書の内容について、必要に応じて聴き取りを行います。

**事業実施**

- ※ 申請要領等により補助対象者及び補助対象経費の要件を十分にご確認ください。
- ※ 省エネ性能等の要件を満たさない場合は補助対象外となります。

**交付申請**

事業完了後 30 日以内又は令和 6 年 1 月 31 日のいずれか早い日までに必着で、郵送又は持参により必要書類を宮津商工会議所に提出してください。なお、持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時まで受け付けています。
(8/14 (月) ~8/17 (木) 及び正午から午後 1 時までの間を除く)

**交付決定兼額の確定通知**

申請書受領後 1 カ月を目途に交付の可否及び確定した交付金額を宮津市から文書で通知します。

**精算払**

額の確定後 2 週間程度を目途に、宮津市から請求書口座へ振込を行います。

6

様式等

- (1) 宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業報告書（様式第2号） ※申請する事業区分により様式が異なります。
- (3) 収支決算書（様式第3号）
- (4) 同意・宣誓書（様式第4号）
- (5) 請求書

※ 宮津商工会議所ホームページからダウンロードしていただけます。



宮津商工会議所ホームページ

7

参考資料

- (1) 宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金 Q & A

宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金 Q&A

更新 令和5年7月3日

<対象事業者について>

Q1 市外に住んでいる事業主で、市内に事業所を設置しているが対象となるか。

A1 宮津市外に住所を有していても、事業所が宮津市内であれば対象となります。複数の事業所を有している場合は、宮津市内に所在する事業所のみを対象とします。

Q2 複数の事業所を展開しているが、事業所ごとに申請可能か。

A2 申請できません。申請は、1事業者につき1回です。

Q3 売上げ減少等の要件はあるか。開業後1年未満の事業者は、対象となるか。

A3 売上げ減少にかかる要件はありません。開業後1年未満であっても対象となります。ただし、開業していることを証明する書類を確認します。(登記、確定申告、開業届等で事業存在を確認)

Q4 これから開業予定だが、補助金の対象になるか。

A4 事業着手日又は申請日のいずれか早い時点で、既に開業している事業者が対象であるため、開業予定の方は対象になりません。また、事業着手日又は申請日のいずれか早い時点で稼働していない店舗等に対する事業も対象になりません。

<対象事業・経費について> ※ 具体的には、別表を参照

Q5 ①省エネ機器の導入②DX 化対応③地元農産物の商品化の複数の事業を行っても対象となるのか。

A5 対象となります。ただし②DX化対応と③地元農産物の商品化については、二つの事業に係る合計金額の上限が10万円です。複数の事業を申請する場合は、それぞれの事業ごとに事業報告書（様式第2号—①省エネ機器、②DX化、③商品化）及び収支決算書を提出してください。

Q6 省エネ機器の導入について、対象となる機器の種類はどのようなものか。

A6 エアコン、照明器具、電球、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース、エコキュート（電気温水器機）、ガス温水機器、石油温水機器の9品目で省エネ効果が一定の基準を満たすものが対象となります。

Q7 省エネ効果が一定の基準を満たすものとはどのような機器か。

A7 家電品は【省エネラベルの多段階評価点が★3.0以上のもの】を対象とします。電球については多段階評価点表示がないため、省エネ基準達成率100%以上のものを対象とします。「エアコン」については新基準（目標年度2027年度）による評価です。

省エネラベルが無い業務用機器については、【15%以上の省エネ改善効果が確認できるもの】を対象とし、メーカー等の証明書により確認します。

【参考：統一省エネラベル】



省エネ性能

多段階評価点
市場における製品の省エネ性能の高い順に5.0～1.0までの41段階で表示（多段階評価点）。☆（星マーク）は多段階評価点に応じて表示しています。
※エアコンについては、省エネ性能の高い順に5つ星から1つ星で表示しています。

省エネ基準達成率 112%
年間消費電力量 249 kWh/年

省エネルギーラベル

年間目安エネルギー料金
当該製品を1年間使用した場合の経済性を、年間目安エネルギー料金で表示。
※年間目安エネルギー料金とは、年間の目安電気料金、目安ガス料金又は目安灯油料金を指します。

この製品を1年間使用した場合の目安電気料金
6,720円

目安電気料金は使用条件や電力会社等により異なります。使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。
RFR-R0211

→「省エネ性能」は、「省エネ型製品情報サイト」<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>をご覧ください。

Q8 省エネ機器の導入について、生産設備は対象となるのか。

A8 対象外となります。なお、生産設備等の省エネ改修については、国の支援制度「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」などをご検討ください。

Q9 DX化対応について、現在使っているシステムの機器が古くなったため、更新する場合は対象となるのか。

A9 同様の機器の購入や同様の使い方をするための修繕等、単なる更新は対象になりません。新規に導入するシステム等において使用するソフトウェア、機器等（パソコンを除く）が対象となります。

Q10 DX化対応について、セルフオーダーシステム一式の中にレジで使用するタブレットが含まれているが対象となるか。

A10 当該システムでのみ使用するタブレットは対象となります。ただし汎用性の高いノートパソコンの購入費は、導入するシステムの構成機器であっても対象外となります。

パソコンを除く機器の購入費、及びパソコンのシステム設定経費は対象となりますので、請求書の内訳等で補助対象経費を確認します。

Q11 Wi-Fi整備について、回線工事の発注は、どの業者にしてもよいか。

A11 どの業者に発注いただいても問題ありませんが、市内経済活性化のため可能な限り市内事業者への発注をお願いします。

Q12 既存のWi-Fiに回線を追加する工事は対象となるか。

A12 新規の回線工事以外にも、既存のWi-Fi環境の改善のための回線追加や、ルーターやアクセスポイント等の追加についても、多くの方が利用可能なもの（多言語化対応は必須）は対象となります。

Q13 地元で採れたごぼうを加工し、ごぼうチップスを販売したい。自社に製造設備がないため、チップスを外部で製造する場合は対象となるか。

A13 地元（丹後管内：宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町）産農産物を利用していれば、製造を外部委託する商品であっても対象となります。ただし、申請者が自ら発売元となる（自社製品として販売する）場合に限りです。

なお、製造場所の選定にあたっては、地域食材を使用したレトルト食品や炭酸飲料等を製造できる「京丹後市食品加工支援センター」*をご検討ください。

※ 問い合わせ先：公益財団法人丹後地域地場産業振興センター
TEL：0772-72-5261 FAX：0772-72-5262

Q14 飲食店を経営しており、これまで市外産の原材料を使っていたが、市内産の原材料に改めたメニューを開発する経費は対象となるか。

A14 店内での飲食やテイクアウトについて、地元農林水産物を使用した新メニューの開発については対象となります。ただし、「宮津産〇〇を使用」等、地元農林水産物を使用していることがわかる表示をするメニューに限定します。今後、当該新メニューが継続的に提供されているかどうかの調査のため、売上実績やメニュー表の写し等を提出いただきます（別途案内します）。

Q15 農産物を原材料に製造（野菜のカット、魚介類の下処理）して宿泊施設や加工業者に販売している。新たに地元農林水産物の原材料を開発する際の経費は対象となるか。

A15 消費者（BtoC）ではなく、事業者（BtoB）に販売する原材料の開発に係る経費も対象となります。

Q16 自社の既存商品の改良に係る経費は対象となるか。

A16 地元農林水産物を新たに使用する既存商品の改良に係る経費は対象となります。既に地元農林水産物を使用している既存商品の場合は、地元農林水産物を新たに使用しないため、対象となりません。

Q17 地元農林水産物を取り扱うサービスを開発することに係る経費は対象になるか。

A17 果物狩りや漁業体験など、地元農林水産物を取り扱うサービスの開発に係る経費（市場調査、コンサル等による立上げ支援等）は対象となります。ただし、当該サービスによる売上が発生するモデルツアーの造成に係る経費や、チラシ・広告費用は対象となりません。

Q18 市内産農林水産物を商品化するために、製造機械を購入した場合対象となるか。

A18 市内産農林水産物を商品化する目的であっても、開発以降の本業（売上が発生する販売）でも使用する製造機器や設備等の購入費は対象となりません。開発以降の本業（売上が発生する販売）で使わない製造機器や設備等リース・レンタル料は対象となります。
なお、宮津市では設備整備を伴う新たなものづくりの支援として「宮津市ビジネス振興補助金」（募集期間：令和5年6月1日～7月31日）を設置しておりますので、製造機器や設備等の購入はこちらを検討ください。



「宮津市ビジネス振興補助金」

Q19 副業・兼業人材の雇用をする際、どのようなマッチングサイトを活用したらよいか。

A19 宮津市、宮津商工会議所、京都北都信用金庫を構成メンバーとする「MIYAZU 未来デザインセンター」では副業・兼業人材の活用を推進する取り組みを実施しております。当センターが推奨するマッチングサイトに限定しますので、下記までご相談ください。

※「MIYAZU 未来デザインセンター」

電話番号 090-7116-8572 (ビジネス・ラボ担当：浜口)

受付時間 平日 9時～17時

<その他>

Q20 申請受付開始日より先だって事業に着手しているが、補助金の対象となるか。

A20 ①「省エネ機器の導入に係る事業」については、令和5年5月22日以降に支払った経費が補助金の対象となります。

②「DX化対応に係る事業」及び③「地元農林水産物の商品化に係る事業」については、令和5年4月1日以降に支払った経費が補助金の対象となります。

Q21 計画している事業は、別の補助金をもらう予定であるが「宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金」と併用できるか

A21 補助金の趣旨に合致する事業であれば、他の補助金をもらっていても対象となります。ただし、本補助金の対象経費は他の補助金を差し引いた自己負担分のみとなります。

※ 併用される予定である別の補助金の要件についても、併用可であることをご確認ください。

Q22 補助事業以外の経費と一緒に支払う予定なので、振込金額と補助対象経費が一致しないが問題ないか。

A22 支払金額と一致する請求書が添付できて、かつその請求書の内訳で補助対象経費がわかれば問題ありません。

Q23 導入予定 のシステムの見積書の明細が「工事一式」や「機器等」と記載されている場合でも補助申請は可能か。

A23 複数の経費を一式など まとめて記載された明細書では、補助対象経費を把握できませんので、交付は認められません。交付申請の時点で内訳がわかる経費明細書を提出してください。

以上

別表

区分	事業内容	対象になるもの	対象にならないもの	
(1)省エネ機器の導入に係る事業	省エネ機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン、照明器具、電球、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース、エコキュート（電気温水機器）、ガス温水機器、石油温水機器の購入費 ・上記の設置、運搬、取り付けに係る経費 ・既存機器の撤去、処分に係る経費 <p>※省エネ効果が下記の基準を満たすもの</p> <p>家電用：統一省エネラベルの「多段階評価点」★3.0以上 「エアコン」については新基準（目標年度2027年度）による評価 電球は統一省エネラベル「省エネ基準達成率」100%以上</p> <p>業務用：15%以上の省エネ改善効果（メーカー又は提携販売店等が発行する証明書が必要）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製氷機、スポットクーラー、エアカーテン、冷風機等、先の9品目以外の機器 ・省エネ効果が基準に満たない機器導入に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に直接関与する者の人件費 ・飲食費 ・保険料 ・振込手数料 ・中古品、オークションによる購入費 ・既存機器設備の修繕に係る費用
(2)DX化対応に係る事業	業務システムの導入 （在庫・販売・勤怠管理、セルフオーダーなど） 会計システムの導入 （インボイス、キャッシュレス決済など） 店舗内Wi-Fiの整備 ECサイト販売の導入 導入に係るアドバイス、コンサルティングに係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア購入費、初期設定費 ・機器本体購入費 ・ハンディ、プリンター、ソフトウェアの購入費、初期設定費 ・レジ本体購入費 ・当該システムでのみ使用するタブレットの購入費 ・Wi-Fi整備に伴う回線工事費 ・ルーター、モデム等の購入費、初期設定費 （多言語対応が可能で、多くの方が利用できるものに限る） ・ECサイトの立上げに係る費用、初期登録料 ・商品の販売やサービスの予約が可能な自社HPの立上げに係る費用 ・上記に係る導入コンサルティング、マニュアル作成、導入設定、研修に係る経費 ・専門知識や技術の指導を受けるために雇用した副業・兼業人材の雇用に係る委託料、報酬、謝金 ・副業・兼業人材が居住地から就業地まで公共交通機関等で移動する際の交通費（実費）・宿泊費（1万円/人） ・タクシー利用料、レンタカー利用料、有料道路利用料、燃料費 ・副業・兼業人材とのマッチングサイト等の利用に係る手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に用いないデジタル機器等の単体での購入費 ・パソコンの購入費 ・利用客が使用しない事務所等のWi-Fi整備に係る費用 ・多言語化対応ができないWi-Fi整備に係る費用 ・販売や予約機能を伴わないHPの構築費用、販売や予約機能を伴わないWEBページへの掲載に係る費用 ・購入、整備を伴わないコンサルティング経費 ・副業・兼業人材とのマッチングサイトを經由せず契約した人材に対する経費 	
(3)地元農林水産物の商品化に係る事業	新商品の開発に係る経費 既存商品の改良に係る経費 導入に係るアドバイス、コンサルティングに係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・試作に係る原材料購入費 ・商品開発のために使用する設備機器、ソフトウェア等のレンタル・リース料 ・市場調査、性能評価、成分分析、製造等を他社に発注した際の委託料、研究費 ・上記に係る導入コンサルティング、マニュアル作成、導入設定、研修に係る経費 ・専門知識や技術の指導を受けるために雇用した副業・兼業人材の雇用に係る委託料、報酬、謝金 ・副業・兼業人材が居住地から就業地まで公共交通機関等で移動する際の交通費（実費）・宿泊費（1万円/人） ・タクシー利用料、レンタカー利用料、有料道路利用料、燃料費 ・副業・兼業人材とのマッチングサイト等の利用に係る手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・売上げが発生する販売に係る経費 ・商品開発で使用する機器等の購入費、減価償却費 ・地元農林水産物を新たに使用しない商品開発に係る費用 ・チラシ作成、広告周知に係る費用 ・新商品の開発が伴わないコンサルティング経費 ・副業・兼業人材とのマッチングサイトを經由せず契約した人材に対する経費 	

様式集

宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金 交付申請書

令和 年 月 日

宮津市長様
(提出先 宮津商工会議所)

申請者	住所 (法人は所在地)	〒	
	氏名及び商号 (法人の名称及び代表者名)	(カナ)	
	宮津市内に所在する事業 所名称及び所在地	(名称)	(所在地)
	事業者区分 (いずれか該当する項目に☑)	<input type="checkbox"/> 中小企業者 <input type="checkbox"/> 小規模事業者 (個人事業主を含む) <input type="checkbox"/> 商工団体等* <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 農業・漁業者 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 医療法人 <small>*商店街振興組合、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街等の任意団体</small>	
	業種 (いずれか該当する項目に☑)	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 教育・教室 <input type="checkbox"/> 医業 <input type="checkbox"/> 農業・漁業 <input type="checkbox"/> その他 ()	

※個人事業主で商号（屋号）がない場合は、商号の記載は不要です。

宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金交付要綱第4条の規定により次のとおり申請します。

補助事業の種類 (該当する項目に☑)			
<input type="checkbox"/> 省エネ機器の導入		<input type="checkbox"/> DX化対応	
<input type="checkbox"/> 地元農林水産物の商品化			
補助事業完了年月日			
令和 年 月 日		※令和6年1月31日まで	
補助対象事業の 経費合計 (A)	(税抜き額で記載) 円	補助金申請・確定額 (B) = A × 1/2	(千円未満切り捨て) 円
担当者	(氏名)		
	(電話番号)	(メールアドレス)	
添付書類			
(1) 事業報告書 (様式第2号)			
(2) 収支決算書 (様式第3号)			
(3) 同意・宣誓書 (様式第4号)			
(4) 支払証拠書類 (領収書、通帳等の写し)			
(5) 登記事項証明書の写し (法人の場合)			
(6) 市内で事業を営んでいることがわかる書類 (個人事業主等の場合のみ) 例：営業許可書、免許証、商品・サービスの一覧表、店舗写真、賃貸借契約書の写し			
(7) 証拠写真 (購入・レンタル・リースした機器等、開発した商品やサービスがわかるもの)			
(8) 商品説明書やカタログ等 (購入・レンタル・リースする機器等がある場合のみ)			
(9) 位置図、平面図 (工事等が伴った場合のみ)			
(10) 委託、雇用に係る契約書の写し (業務委託や副業・兼業人材の雇用がある場合のみ)			
(11) 請求書			
(12) その他市長が必要と認めるもの			

様式第1号（第4条関係）

宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金 交付申請書

令和 5年 7月 3日

宮津市長様
(提出先 宮津商工会議所)

申請者	住所 (法人は所在地)	(〒626-1234) 宮津市字00123番地の4	
	氏名及び商号 (法人の名称及び代表者名)	(カナ) カフシキカイシャミヤヅ ダイヒョウトシマリアクシャチョウ ミヤヅタロウ 株式会社 宮津 代表取締役 宮津 太郎	
	宮津市内に所在する事業 所名称及び所在地	(名称) 宮津営業所	(所在地) 宮津市字00345番地
	事業者区分 (いずれか該当する項目に☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 中小企業者 <input type="checkbox"/> 小規模事業者 (個人事業主を含む) <input type="checkbox"/> 商工団体等* <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 農業・漁業者 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 医療法人 *商店街振興組合、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街等の任意団体	
	業種 (いずれか該当する項目に☑)	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input checked="" type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 教育・教室 <input type="checkbox"/> 医業 <input type="checkbox"/> 農業・漁業 <input type="checkbox"/> その他 ()	

※個人事業主で商号（屋号）がない場合は、商号の記載は不要です。

宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金交付要綱第4条の規定により次のとおり申請します。

補助事業の種類 (該当する項目に☑)			
<input type="checkbox"/> 省エネ機器の導入		<input checked="" type="checkbox"/> DX化対応	
<input type="checkbox"/> 地元農林水産物の商品			
補助事業完了年月日			
令和 5年 12月 30日		※令和6年1月31日まで	
補助対象事業の 経費合計 (A)	(税抜き額で記載) 280,000 円	補助金申請・確定額 (B) = A × 1/2	(千円未満切り捨て) 100,000 円
担当者	(氏名) 宮津 次郎		
	(電話番号) 0772-123-456	(メールアドレス) Abcdefg@hijklm.ne.jp	
添付書類			
(1) 事業報告書 (様式第2号)			
(2) 収支決算書 (様式第3号)			
(3) 同意・宣誓書 (様式第4号)			
(4) 支払証拠書類 (領収書、通帳等の写し)			
(5) 登記事項証明書の写し (法人の場合)			
(6) 市内で事業を営んでいることがわかる書類 (個人事業主等の場合のみ) 例: 営業許可書、免許証、商品・サービスの一覧表、店舗写真、賃貸借契約書の写し			
(7) 証拠写真 (購入・レンタル・リースした機器等、開発した商品やサービスがわかるもの)			
(8) 商品説明書やカタログ等 (購入・レンタル・リースする機器等がある場合のみ)			
(9) 位置図、平面図 (工事等が伴った場合のみ)			
(10) 委託、雇用に係る契約書の写し (業務委託や副業・兼業人材の雇用がある場合のみ)			
(11) 請求書			
(12) その他市長が必要と認めるもの			

事業報告書 (省エネ機器の導入に係る事業)

氏名及び商号 (法人の名称及び代表者名)						
事業を実施する施設						
導入した機器	(機器種類に○を付け、下表に詳細を記入。複数可)					
	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 20%;">・エアコン <li style="width: 20%;">・照明器具 <li style="width: 20%;">・電球 <li style="width: 20%;">・電気冷蔵庫 <li style="width: 20%;">・電気冷凍庫 <li style="width: 20%;">・冷蔵、冷凍ショーケース <li style="width: 20%;">・電気温水機器 <li style="width: 20%;">・ガス温水機器 <li style="width: 20%;">・石油温水機器 					
	No	機器	メーカー	機種名	省エネ基準※	金額(税抜き)
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	設置や撤去に係る経費					
	合計					
<p>※ 下記の必要とする省エネ性能を参考に記載 家電用：「多段階評価点」★3.0以上 ※エアコンについては新基準（目標年度2027年度）による評価 ※電球については「省エネ基準達成率」100%以上 業務用：15%以上の省エネ改善効果</p>						
補助対象事業の経費合計 (A)	(税抜き額で記載) 円		補助金申請額 (B) = A × 1/2	(千円未満切り捨て) 上限30万円 下限5万円 円		
事業の内容及び効果	(本事業の展開計画や期待される効果など、可能ならば定量的な目標数値と併せて記載)					

備考 1 欄が足りない場合は、適宜欄を広げて記載してください。
 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

事業報告書
(省エネ機器の導入に係る事業)

氏名及び商号 (法人の名称及び代表者名)	株式会社 宮津 代表取締役 宮津 太郎																																																				
事業を実施する施設	宮津営業所																																																				
導入した機器	(機器種類に○を付け、下表に詳細を記入。複数可)																																																				
	○エアコン ・ 照明器具 ・ 電球 ・ 電気冷蔵庫 ・ 電気冷凍庫 ・ 冷蔵、冷凍ショーケース ・ 電気温水機器 ・ ガス温水機器 ・ 石油温水機器																																																				
	<table><thead><tr><th>No</th><th>機器</th><th>メーカー</th><th>機種名</th><th>省エネ基準※</th><th>金額(税抜き)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>エアコン</td><td>ダイキン</td><td>うるさら オフィス</td><td>★4.5</td><td>200,000 円</td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="5">設置や撤去に係る経費</td><td>80,000 円</td></tr><tr><td colspan="5">合計</td><td>280,000 円</td></tr></tbody></table>					No	機器	メーカー	機種名	省エネ基準※	金額(税抜き)	1	エアコン	ダイキン	うるさら オフィス	★4.5	200,000 円	2						3						4						5						設置や撤去に係る経費					80,000 円	合計					280,000 円
	No	機器	メーカー	機種名	省エネ基準※	金額(税抜き)																																															
1	エアコン	ダイキン	うるさら オフィス	★4.5	200,000 円																																																
2																																																					
3																																																					
4																																																					
5																																																					
設置や撤去に係る経費					80,000 円																																																
合計					280,000 円																																																
※ 下記の必要とする省エネ性能を参考に記載 家電用：「多段階評価点」★3.0 以上 ※エアコンについては新基準（目標年度 2027 年度）による評価 ※電球については「省エネ基準達成率」100%以上 業務用：15%以上の省エネ改善効果																																																					
補助対象事業 の経費合計 (A)	(税抜き額で記載) 280,000 円	補助金申請額 (B) = A × 1/2	(千円未満切り捨て) 上限 30 万円 下限 5 万円	140,000 円																																																	
事業の内容 及び効果	(本事業の展開計画や期待される効果など、可能ならば定量的な目標数値と併せて記載) 飲食店舗内のエアコンが設置から 20 年が経過している。 当該機器導入により、15%以上の省エネ改善効果を見込む。																																																				

- 備考 1 欄が足りない場合は、適宜欄を広げて記載してください。
2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

事業報告書
(DX化対応に係る事業)

氏名及び商号 (法人の名称及び代表者名)	株式会社 宮津 代表取締役 宮津 太郎		
事業を実施する施設	宮津営業所		
DX化の内容	(事業の種類に☑を付けてください) <input checked="" type="checkbox"/> 業務システムの導入 (在庫管理、販売管理、勤怠管理、セルフオーダー等) <input type="checkbox"/> 会計システムの導入 (インボイス・キャッシュレス等) <input type="checkbox"/> 店舗内 Wi-Fi 整備 <input type="checkbox"/> EC サイトの活用 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象事業の経費合計 (A)	(税抜き額で記載) 280,000 円	補助金申請額 (B) = A × 1/2	(千円未満切り捨て) 上限 10 万円 100,000 円
事業の内容	(1) 申請者の現状と課題 (申請の背景) (申請者の事業概要 (会社概要パンフレットの添付でも可)、業界動向、課題等を記載)) 飲食店において、注文は手書き伝票で対応しているため、注文から調理開始、料理提供まで時間を要し、下記間違い等による人的ミスが発生している。 (2) 導入機器等の利活用の目的とその内容 (どのような形で導入機器等の利活用を行うのか、できるだけ具体的に記載) セルフオーダーシステム (ハンディ端末、レシートプリンター、キャッシュドローア) を導入し、注文だけでなく会計時も円滑にし生産性向上を図る。		
事業の効果	(本事業の展開計画や期待される効果など、可能ならば定量的な目標数値と併せて記載) 料理提供までの時間短縮だけでなく、注文漏れや集計漏れなど、人的ミスの要素がなくなることにより、従業員の負担が軽減した。 また、メニューごとの売上データの自動集計により、販売時期等の分析が簡易にできるようになった。 上記により、売上前年比 20%アップを見込む。		

- 備考 1 欄が足りない場合は、適宜欄を広げて記載してください。
2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

事業報告書 (地元農林水産物の商品化に係る事業)

氏名及び商号 <small>(法人の名称及び代表者名)</small>			
事業を実施する施設			
事業テーマ	<small>(該当するテーマに○を付けてください。)</small> 1 新商品の開発 2 新サービスの開発		
補助対象事業の経費 合計 (A)	<small>(税抜き額で記載)</small> 円	補助金申請額 (B) = A × 1/2	<small>(千円未満切り捨て) 上限 10 万円</small> 円
取扱商品・サービスの 現状と課題	<small>(申請者の事業概要〈会社概要パンフレットの添付でも可〉、業界動向、課題等を記載)</small>		

(1) 開発した新商品又は新サービスの内容

(注) 自社の既存の製品・サービスあるいは競合他社の製品・サービスと比べて優れている点、アイデアとして新しい点など、特長となることを記入すること。

(2) 新商品又は新サービスの提供により期待される効果

(注) 本事業の展開計画や期待される効果など、可能ならば定量的な目標数値と併せて記載すること。

(3) 新商品又は新サービスの開発に係る事業内容

(注) どのような調査や試作を、どこで、何を使って実施するのか、具体的に記入すること。

- 備考
- 1 欄が足りない場合は、適宜欄を広げて記載してください。
 - 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

事業報告書

(地元農林水産物の商品化に係る事業)

氏名及び商号 (法人の名称及び代表者名)	株式会社 宮津 代表取締役 宮津 太郎		
事業を実施する施設	宮津営業所		
事業テーマ	(該当するテーマに○を付けてください。) 1 新商品の開発 2 新サービスの開発		
補助対象事業の経費 合計 (A)	(税抜き額で記載) 280,000 円	補助金申請額 (B) = A × 1/2	(千円未満切り捨て) 上限 10 万円 100,000 円
取扱商品・サービスの 現状と課題	(申請者の事業概要〈会社概要パンフレットの添付でも可〉、業界動向、課題等を記載) 食品や日用品を販売している。 コロナ以降、都心部のユーザーから食品等の注文が増えており、 特に地元食材を使った商品の価値が高まっている。 自社の加工食品は消費期限が短く、在庫を保持することが難しく、 注文を断るケースが発生している。		

(1) 開発した新商品又は新サービスの内容

地元野菜を使ったスープ等のフリーズドライ商品
地元産の野菜をふんだんに使用した味噌汁や、スープを保存食として提供することにより、地元野菜を食べてもらう機会及び地元野菜取扱額の増加につながる。

(注) 自社の既存の製品・サービスあるいは競合他社の製品・サービスと比べて優れている点、アイデアとして新しい点など、特長となることを記入すること。

(2) 新商品又は新サービスの提供により期待される効果

開発する即席スープは消費期限が長く、多くの在庫を保持することができ、より多くのユーザーに商品を提供することが可能となる。また地元野菜の取扱額の増加にも貢献する。
以上より、売上前年比 20%アップを目指す。

(注) 本事業の展開計画や期待される効果など、可能ならば定量的な目標数値と併せて記載すること。

(3) 新商品又は新サービスの開発に係る事業内容

①新商品製造のための条件設定及び生産適性の確認
フリーズドライ乾燥機、減圧乾燥機、粉砕機、オートクレーフのレンタル
②成分分析(外部委託: ○○株式会社): 消費期限の設定、原材料表示の作成

(注) どのような調査や試作を、どこで、何を使って実施するのか、具体的に記入すること。

- 備考 1 欄が足りない場合は、適宜欄を広げて記載してください。
 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

記入例

申請者名 株式会社 宮津 代表取締役 宮津太郎

収支決算書

1. 収入内訳

(単位:円)

項目	金額	備考
宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金	100,000	
その他収入()		
自己資金	318,000	
合計	418,000	

2. 支出内訳

区分	補助対象経費		金額 (税抜き)	備考 (仕入先等)
	項目	内訳		
DX化対応 <input checked="" type="checkbox"/>	手数料	サービス加入料	30,000	
	手数料	機器設定費	20,000	
	備品購入費	ハンディ端末(1台)	50,000	
	備品購入費	キッチンプリンター(2台)	60,000	
	備品購入費	キャッシュドロア(1台)	30,000	
	備品購入費	アクセスポイント(1台)	50,000	
	備品購入費	レジ用タブレット(1台)	40,000	
地元産の 商品化 <input type="checkbox"/>	補助対象経費		280,000	
	消費税		28,000	
	合計		308,000	
(事業の種類 に <input checked="" type="checkbox"/> をつけてく ださい)	補助対象外経費		金額	備考
	項目	内訳		
	備品購入費	データ管理用ノートパソコン(1台)	100,000	
	補助対象外経費		100,000	
	消費税		10,000	
	合計		110,000	
	総事業費合計		418,000	

- ※ 行が不足する場合は、行を追加して使用してください。
- ※ すべての支出経費について領収書を添付してください。
- ※ 必要に応じて証拠写真及び位置図等を添付してください。
- ※ 備品等を購入・レンタルする場合は、商品や機器の説明書類(カタログ等)を添付してください。

同意・宣誓書

私は、宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金の交付を申請するに当たり、下記の内容について同意・宣誓します。

記

1. 申請書類記載事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと。
2. 交付申請書一式提出までの手続きを自身で行うこと。
3. 市税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定)を滞納していないこと。
4. 市税の滞納がないことを確認するため、宮津市が市税の納入状況を税務資料その他の公簿等により確認すること。
5. 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していないこと。
6. 事業完了後に市が実施する当該事業の状況確認等に応じる意思があること。
7. 宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金交付要綱及び申請要領に記載する事項を遵守すること。

令和 年 月 日

(申請者)

本社所在地

(個人事業主は住所)

法人の名称及び代表者名

(個人事業主は氏名と商号)

※本人(代表者)が手書きをしない場合は、記名押印ください。

同意・宣誓書

記入例

私は、宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金の交付を申請するに当たり、下記の内容について同意・宣誓します。

記

- 申請書類記載事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと。
- 交付申請書一式提出までの手続きを自身で行うこと。
- 市税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定)を滞納していないこと。
- 市税の滞納がないことを確認するため、宮津市が市税の納入状況を税務資料その他の公簿等により確認すること。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していないこと。
- 事業完了後に市が実施する当該事業の状況確認等に応じる意思があること。
- 宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金交付要綱及び申請要領に記載する事項を遵守すること。

令和 5年 7月 3日

(申請者)

本社所在地

宮津市字00123番地の4

(個人事業主は住所)

法人の名称及び代表者名

株式会社 宮津

代表取締役 宮津 太郎

(個人事業主は氏名と商号)

※本人(代表者)が手書きをしない場合は、記名押印ください。

請 求 書

金 額					十	万	千	百	十	円

ただし、宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金として、上記の金額を請求します。

令和 年 月 日

宮 津 市 長 様

住 所 千 _____

請求者 法人名称 (商号) _____

代表者氏名 _____ 印

本書の金額は、下記口座に振込願います。

支払場所の指定	金融機関	銀行・信用金庫・協同組合	口座番号	普通・当座
		本店・支店		第 号
	口座名義 (フリガナ)			

- (備考) 1 金額はアラビア数字を用い、訂正はしないでください。
2 該当する項目を○で囲み、押印、口座名義 (フリガナ) を必ずご記入ください。

記入例

請 求 書

金額					十	万	千	百	十	円
					1	0	0	0	0	0

ただし、宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金として、上記の金額を請求します。

令和 5年 8月 1日

宮 津 市 長 様

住 所 〒626-1234

宮津市字 **00123番地の4**

請求者 法人名称
(商号)

株式会社 宮津

代表者氏名

代表取締役 宮津 太郎 印

本書の金額は、下記口座に振込願います。

支払 場所 の 指 定	金融 機 関	宮津	銀行・信用金庫・協同組合	口座 番 号	普通・当座
		市役所前	本店・支店		第 1234 号
	口座 名 義 (フリガナ)	カミヤザダイヒョウトシマタクミヤザタロウ			

- (備考) 1 金額はアラビア数字を用い、訂正はしないでください。
2 該当する項目を○で囲み、押印、口座名義（フリガナ）を必ずご記入ください。